

控

部長
佐

部長
丸

佐
務



20

20

齊整庶第四三號

ナウル、オーシアン島に関する照會の件回答

昭和二十三年十月二日

資料整理部長

法務調査部長殿

九月二十九日一復法調第一一八八號照會に係る首題の件左記の通り

回答す

左記

太平洋戦争全期間陸軍はナウル、オーシアン兩島に兵力を配備せしことなし

↑ 戦争の初期海軍艦隊が依りて之を占領せられた

同部事務の件に付

陸軍

(納社八・京東)

0297